

越前市立地適正化計画

【誘導区域に係る届出制度について】

越前市では、人口減少・少子高齢時代においても持続可能なコンパクトなまちづくりを進めることで、現在の暮らしやすさの維持を図るために、都市再生特別措置法に基づく「越前市立地適正化計画」を策定しました。（平成29年3月）

1 居住誘導区域設定に伴う届出制度

○届出制度の目的

届出制度は、市が居住誘導区域外における住宅開発等の動きを把握するための制度です。

○届出の対象となる行為

居住誘導区域外の区域で、以下の行為を行おうとする場合には原則として市への届出が義務付けられています。（都市再生特別措置法第88条第1項）

【開 発 行 為】

① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為

② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で1,000㎡以上の規模のもの

（例1） 3戸の開発行為 ⇒ 届出が必要



（例2） 1,500㎡ 1戸の開発行為 ⇒ 届出が必要



（例3） 900㎡ 2戸の開発行為 ⇒ 届出不要



【建築等行為】

① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合

② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

（例1） 3戸の建築行為 ⇒ 届出が必要



（例2） 1戸の建築行為 ⇒ 届出不要



○届出の時期

開発行為等に着手する30日前までに届出を行うこととなります。（都市再生特別措置法第88条第2項）

○届出書類の作成

届出は、以下の区分により、あらかじめ定められている届出書（様式）に添付書類を添えて行います。

【開発行為の場合】

◇ 届出書・・・（様式1）

◇ 添付図書

①当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図等 縮尺1/1，000以上）

②設計図 縮尺100分の1以上

③その他参考となる事項を記載した図書

【建築行為の場合】

◇届出書・・・（様式2）

◇添付図書

- ①敷地内における住宅地等の位置を表示する図面（縮尺1/100以上）
- ②住宅等の2面以上の立面図及び各階平面図（縮尺50分の1以上）
- ③その他参考となる事項を記載した図書

【上記2つの届出内容を変更する場合】

◇届出書・・・（様式3）

◇添付図書 上記のそれぞれの場合と同様

【届出を要しない軽易な行為】

都市再生特別措置法施行令第27条の規定により、住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為、住宅等の新築又は建築物を改築若しくはその用途を変更して住宅等とする行為については、同法第88条第1項に規定する届出を要しない場合があります。

2 都市機能誘導区域設定に伴う届出制度

○届出制度の目的

届出制度は、市が都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きを把握するための制度です。

○届出の対象となる行為

都市機能誘導区域外の区域で、誘導施設を対象に以下の行為を行おうとする場合には原則として市への届出が義務付けられています。（都市再生特別措置法第108条第1項）

◇越前市立地適正化計画で位置付けた誘導施設

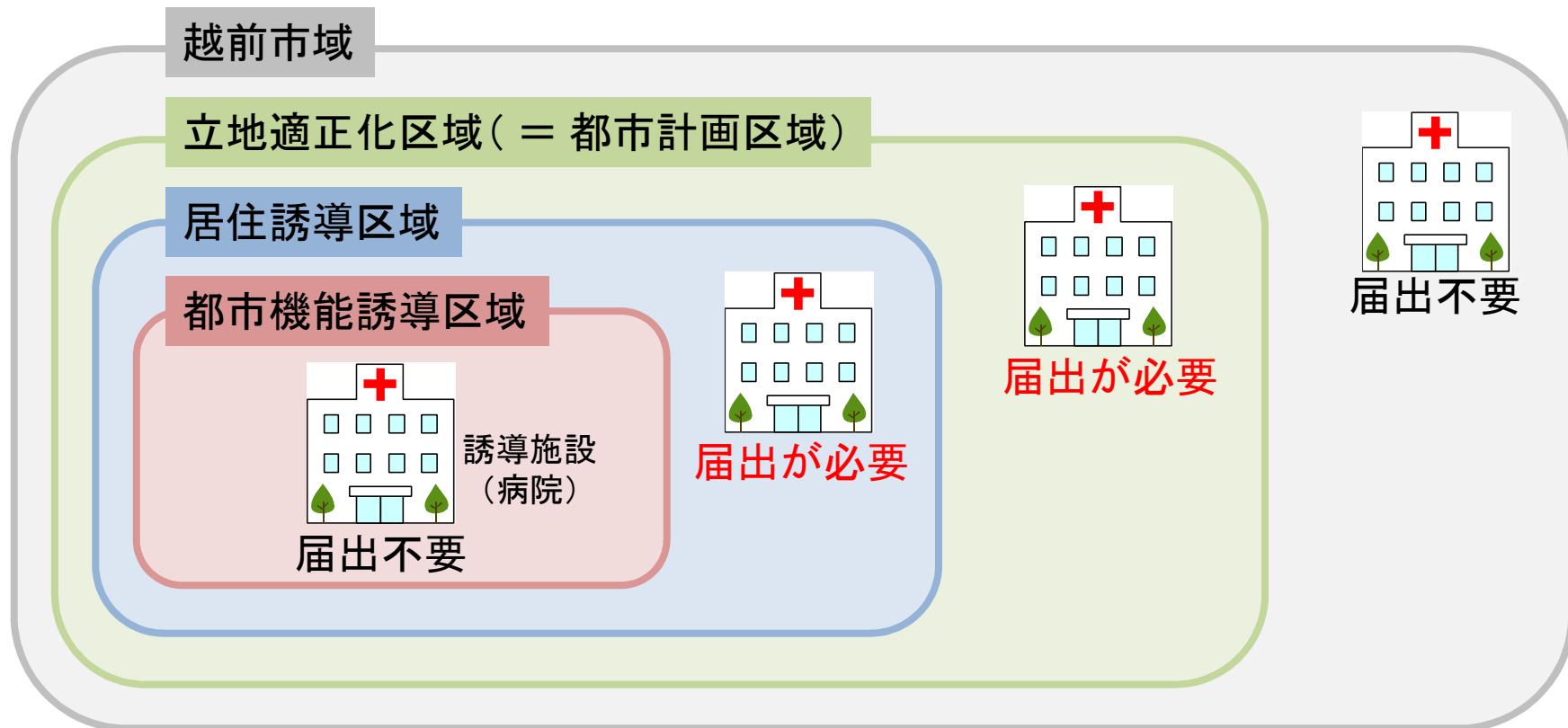
都市機能分類	都市機能誘導施設
行政機能	本庁舎、支所
介護福祉機能	地域包括支援センター（介護福祉法第115条46）
子育て機能	子育て支援センター（子育て支援のための地域の総合拠点）
商業機能	大規模小売店舗（店舗面積の合計が1,000m ² を超える大型店）
医療機能	病院（医療法第1条の5）
文化機能	文化ホール、図書館（図書館法第2条第1項）

【開発行為】

誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

【建築行為】

- ◇誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ◇建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ◇建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合



○届出の時期

開発行為等に着手する30日前までに届出を行うこととなります。（都市再生特別措置法第88条第2項）

○届出書類の作成

届出は、以下の区分により、あらかじめ定められている届出書（様式）に添付書類を添えて行います。

【開発行為の場合】

◇ 届出書・・・（様式4）

◇ 添付図書

①当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図等 縮尺1/1，000以上）

②設計図 縮尺100分の1以上

③その他参考となる事項を記載した図書

【建築行為の場合】

◇届出書・・・（様式5）

◇添付図書

①敷地内における住宅地等の位置を表示する図面（縮尺1/100以上）

②誘導施設の2面以上の立面図及び各界平面図（縮尺50分の1以上）

③その他参考となる事項を記載した図書

【上記2つの届出内容を変更する場合】

◇届出書・・・（様式6）

◇添付図書 上記のそれぞれの場合と同様

【届出を要しない軽易な行為】

都市再生特別措置法施行令第35条の規定により、越前市立地適正化計画に記載された誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為、誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為については、同法第108条第1項に規定する届出を要しない場合があります。

3 参考資料

- ◇届出様式1
- ◇届出様式2
- ◇届出様式3
- ◇届出様式4
- ◇届出様式5
- ◇届出様式6

- ◇居住誘導区域・都市機能誘導区域（全図）
- ◇居住誘導区域図（武生・国高地区）
- ◇居住誘導区域図（武生・北日野地区）
- ◇居住誘導区域図（味真野・今立地区）

◇届出様式 1

様式第十（都市再生特別措置法施行規則第三十五条第一項第一号関係）

様式 1

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

（宛先）越前市長

届出者 住 所

氏 名

印

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 住宅等の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	（住宅用区画数） （連絡先）

（添付書類）

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図等 縮尺 1/1,000 程度）
- ・設計図（縮尺 1/100 程度）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面〔求積図等（上記図面で面積が確認できない場合）〕

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

◇届出様式2

様式第十一（都市再生特別措置法施行規則第三十五条第一項第三号関係）

様式2

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、

{ 住宅等の新築
 建築物を改築して住宅等とする行為
 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 }
 について、下記により届け出ます。

年 月 日

（宛先）越前市長

届出者 住 所

氏 名

印

1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更しようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在地番地目	
	面積	平方メートル
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途		
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項	（着手予定年月日） （戸数） （連絡先）	

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

（添付書類）

- ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（配置図 縮尺 1/100 程度）
- ・住宅等の二面以上の立面図（縮尺 1/50 程度） 、 各階平面図（縮尺 1/50 程度）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面
 【位置図等（縮尺 1/1,000 程度）】

◇届出様式3

様式第十二（都市再生特別措置法施行規則第三十八条第一項関係）

様式3

行為の変更届出書

年 月 日

（宛先） 越前市長

届出者 住 所

氏 名

印

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

（添付書類）

《開発行為の場合》

・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図等 縮尺 1/1,000 程度） ・設計図（設計平面図、計画平面図 縮尺 1/100 程度）

・その他参考となるべき事項を記載した図面

〔求積図等（上記図面で面積が確認できない場合）〕

《建築行為の場合》

・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（配置図 縮尺 1/100 程度）

・住宅等の二面以上の立面図（縮尺 1/50 程度）、各階平面図（縮尺 1/50 程度）

・その他参考となるべき事項を記載した図面

〔位置図等（縮尺 1/1,000 程度）〕

◇届出様式4

様式第十八（都市再生特別措置法施行規則第五十二条第一項第一号関係）

様式4

開発行為届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。 年 月 日 （宛先） 越前市長 届出者 住 所 氏 名 印		
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 建築物の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	（連 絡 先）

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を白署で行う場合においては、押印を省略することができる。

（添付書類）

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図等 縮尺 1/1,000 程度）
- ・設計図（縮尺 1/100 程度）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面

◇届出様式5

様式第十九（都市再生特別措置法施行規則第五十二条第一項第二号関係）

様式5

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、

{ 誘導施設を有する建築物の新築
 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 }

について、下記により届け出ます。

年 月 日

（宛先）越前市長

届出者 住 所

氏 名

印

1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更しようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在 地番 地目	
	面積	平方メートル
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途		
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項 （着手予定年月日） （連絡先）		

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

（添付書類）

- ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（配置図 縮尺 1/100 程度）
- ・誘導施設の二面以上の立面図（縮尺 1/50 程度）、各階平面図（縮尺 1/50 程度）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面
〔位置図等（縮尺 1/1,000 程度）〕

◇届出様式6

様式第二十（都市再生特別措置法施行規則第五十五条第一項関係）

様式6

行為の変更届出書

年 月 日

（宛先）越前市長

届出者 住 所

氏 名 印

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

（添付書類）

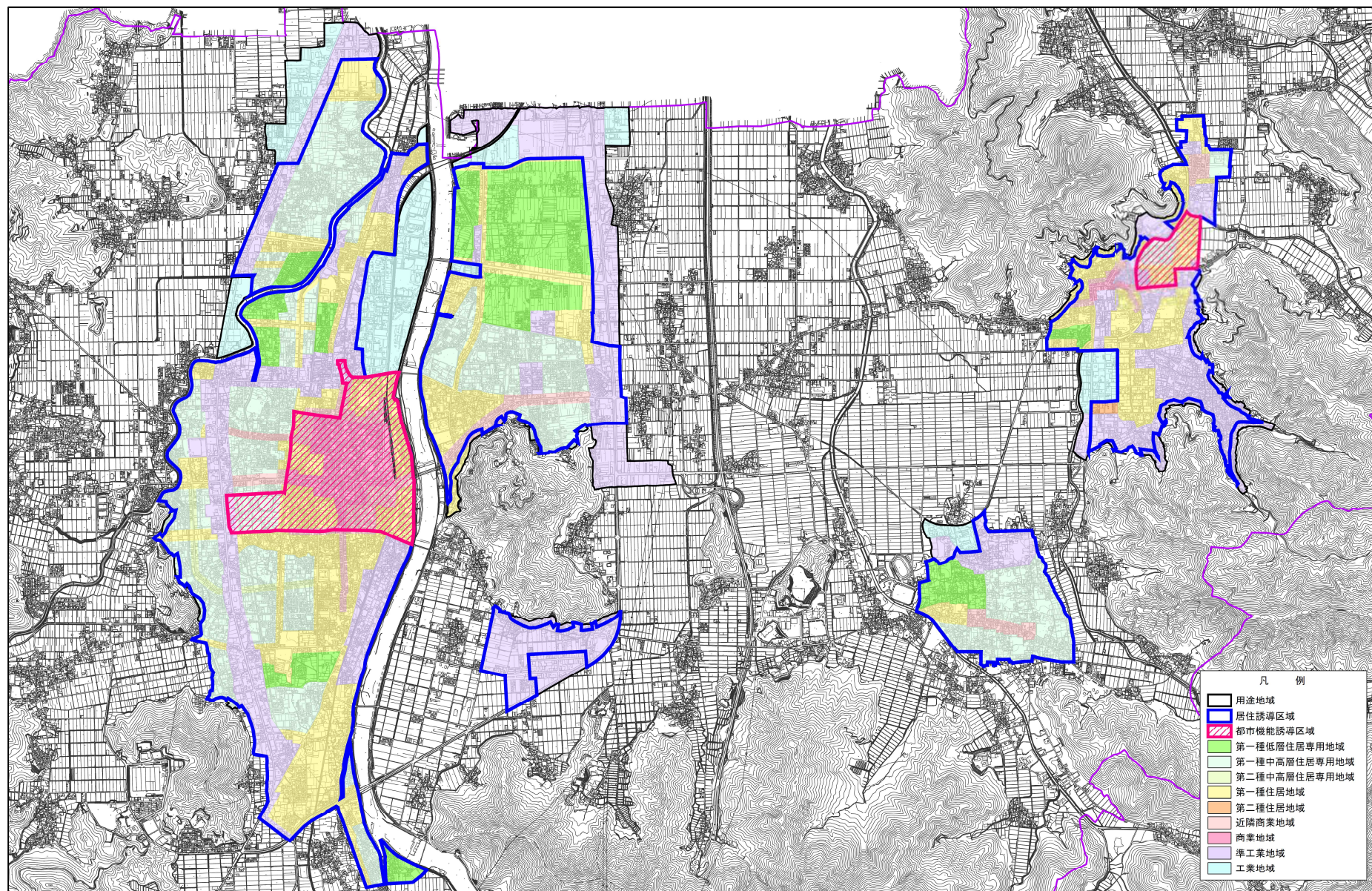
《開発行為の場合》

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図等 縮尺 1/1,000 程度） ・設計図（設計平面図、計画平面図 縮尺 1/100 程度）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面

《建築行為の場合》

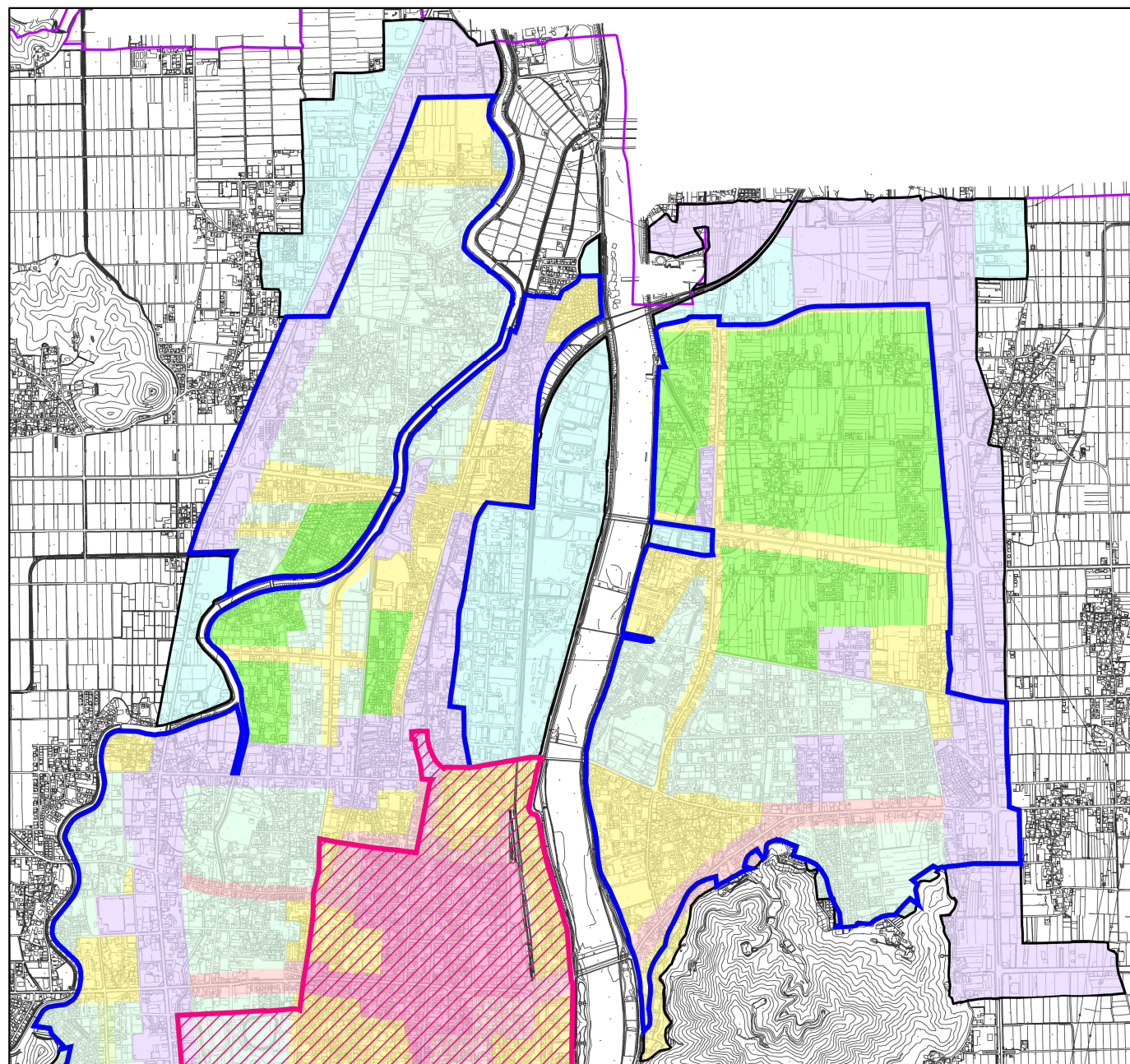
- ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（配置図 縮尺 1/100 程度）
- ・住宅等の二面以上の立面図（縮尺 1/50 程度）、各階平面図（縮尺 1/50 程度）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面（位置図等 縮尺 1/1,000 程度）

◇越前市 居住誘導区域及び都市機能誘導区域図（全図）



※詳細については、都市計画課にお問い合わせ下さい。

◇武生(北部)・国高地区

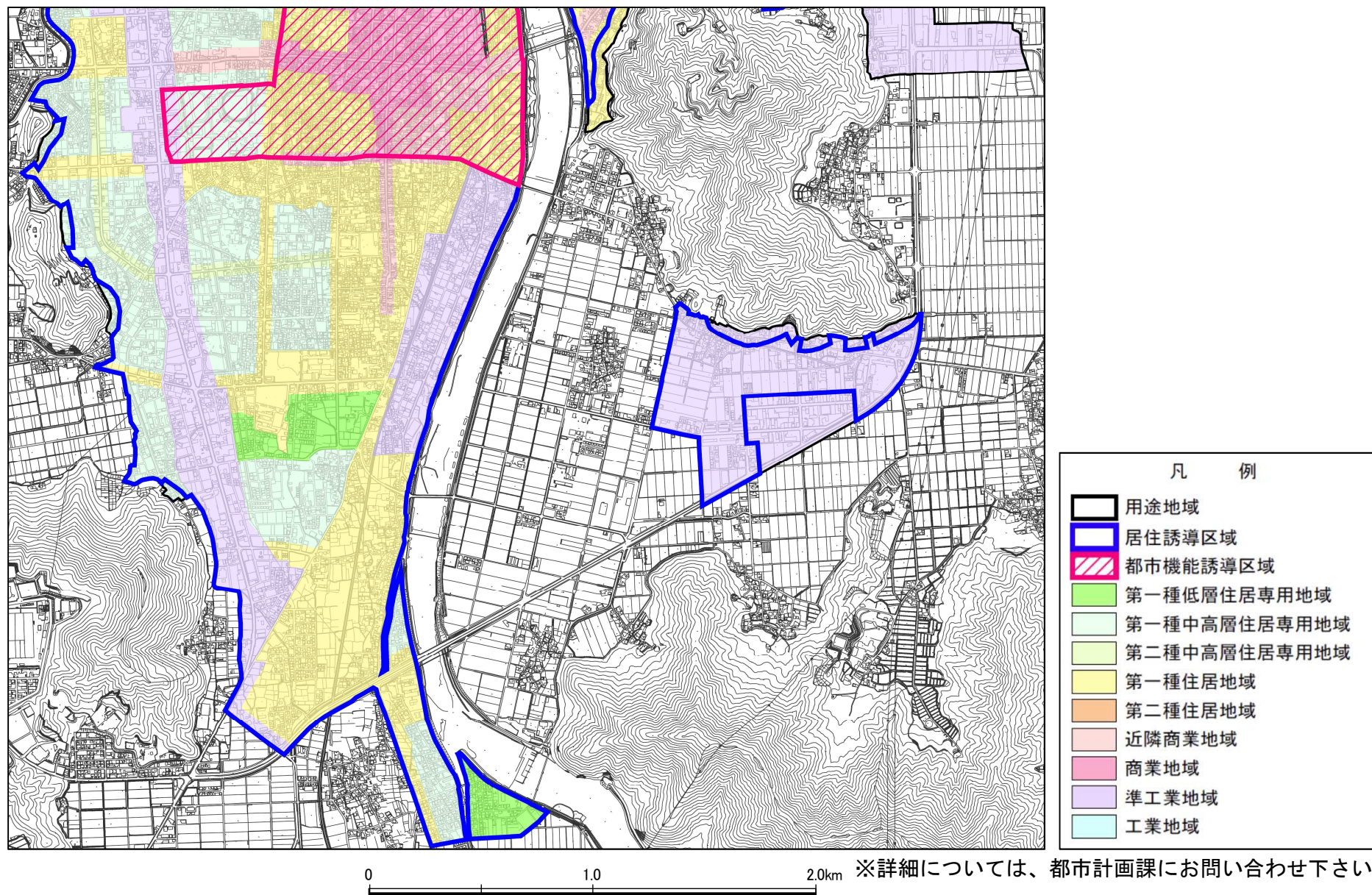


0 1.0 2.0km

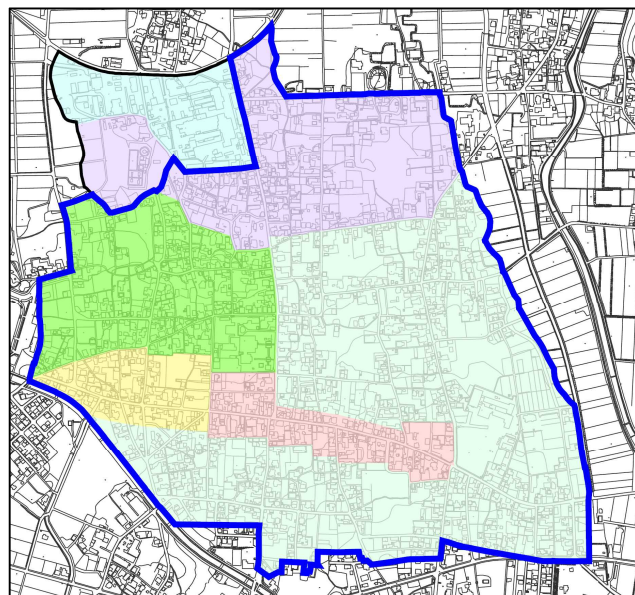
※詳細については、都市計画課にお問い合わせ下さい。

凡 例	
	用途地域
	居住誘導区域
	都市機能誘導区域
	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域

◇武生（南部）・北日野地区

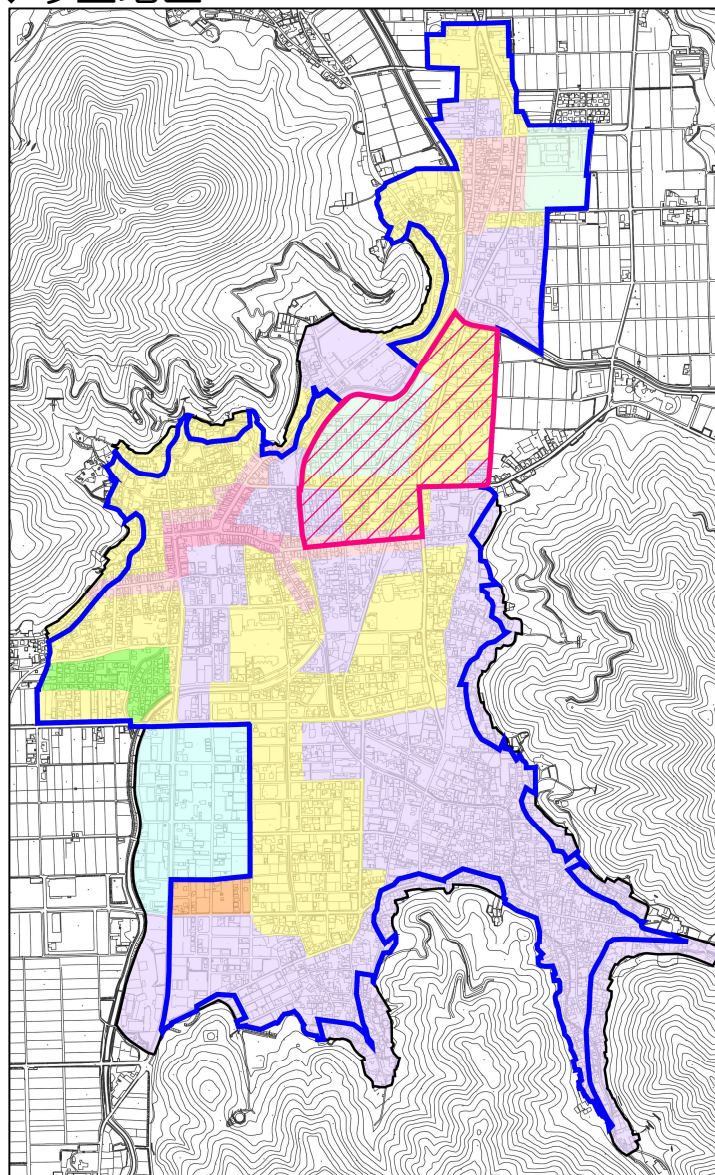


◇味真野地区



0 0.5 1.0km

◇今立地区



0 0.5 1.0km



※詳細については、都市計画課にお問い合わせ下さい。